

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
歯周インプラント認定医審査施行細則

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「本会」という）認定制度規則（以下「規則」という）第7条の規定に基づき、歯周インプラント認定医審査に関し必要な事項を定める。

第2条 申請者は、次の各号に定める歯周インプラント認定医申請書類を認定審議委員会に提出しなければならない。

- (1) 本会認定医認定証（写し）
- (2) 歯周インプラント認定医認定申請書（様式1-2）
- (3) 歯周インプラント認定医資格審査表（様式2-2）
- (4) 履歴書（様式3）
- (5) 歯科医師免許証のコピー
- (6) 歯周インプラント指導医1名の推薦書（様式4-2）
- (7) 本会が行う倫理利益相反委員会企画講演の受講研修履歴のコピー
- (8) 歯周インプラント認定医申請患者一覧：5症例（様式5-2）
- (9) 歯周インプラント指導医の検印を受けた治療に関する資料（様式6-2、様式7）
- (10) 歯周インプラント認定医認定申請料（郵便振替払込金受領証のコピー）

第3条 認定審議委員会による認定審査は、毎年1回以上実施し、本会は3か月前までに歯周インプラント認定医審査の公示を行うものとする。

第4条 歯周インプラント認定医審査

歯周インプラント認定医審査の申請では、申請者は次の各号に従わなければならない。

1 書類審査「症例提出用テンプレート」（ppt, pptx 版）を用いること。

- (1) 全ての症例はメンテナンス又はサポータティブペリオドンタルセラピー（SPT）まで進んでいる5症例を提示する（治療終了後少なくとも6か月以上経過し、さらに長期症例であれば望ましい）。
- (2) 歯周炎患者で、インプラントを用いて包括的に治療を行った症例。
- (3) インプラント周囲炎の治療を行った症例（他の医療機関での埋入を含む）。
- (4) インプラントに歯周形成手術を応用した症例（AAP Glossary of Periodontal Terms 2019 に準じて骨造成、軟組織移植等によりインプラント周囲組織環境を整えた症例）。
- (5) 上記(3)と(4)の症例に関しては、それぞれ1症例ずつ加えても良い。
- (6) メンテナンス又はSPT時に適正に機能している残存歯が10歯以上存在すること。
- (7) 初診時、メンテナンス又はSPT時のデンタルエックス線写真：（デンタル10枚法あるいは14枚法が望ましい。しかし初診時に限り症例の概要が説明できるものであれば、10枚以下あるいはパントモ撮影の写真でも可。前歯から臼歯への移行部、最後臼歯の（第三大臼歯を除く）遠心の骨形態が把握できること）を添付すること。インプラント治療の把握にCT画像等があれば資料を添付する。尚、プレゼンテーション症例に関しては、初診、及びメンテナンス又はSPT時の10枚法以上のデンタルエックス線写真が必要となる。
- (8) 本試験でのケースプレゼンテーションに使用する症例は、申請資料の症例番号1番とすること。歯周外科手術の術式ならびにインプラント埋入外科手術の手技が確認可能な写真を添付すること。

2 口頭試問

口頭試問は、申請者が提出した症例の内、症例番号1番に対し以下の各号について行う。

- (1) 申請者は、症例発表を行い口頭試問を受ける。
- (2) 症例発表に指定した症例には、初診、再評価、終了及び直近のメンテナンス又はSPT時の所見が含まれる。
- (3) 症例発表の持ち時間は15分間とする。
- (4) 症例発表は、原則としてパーソナルコンピューターによるスライドで行う。更に病歴及び治療経過記録のコピーの用意をする。

第5条 合否判定

認定審議委員会は総合的な審査を行い、その合否結果を理事会に報告する。

- 2 合否判定の細則、審査方法は別に定める。

第6条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成25年6月15日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成27年3月15日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成27年7月18日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年6月22日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和2年3月31日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和3年7月11日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和5年5月22日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和6年6月17日より施行する。